

議員提出議案第1号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月13日

提出者	杉並区議会議員	脇坂	たつや
	同	島田	敏光
	同	増田	裕一
	同	山田	耕平
	同	そね	文子
	同	松浦	芳子
	同	大泉	やすまさ
	同	井原	太一
	同	大和田	伸
	同	今井	ひろし
	同	浅井	くにお
	同	吉田	あい
	同	大熊	昌巳
	同	はなし	俊郎
	同	井口	かづ子
	同	富本	卓
	同	小泉	やすお
	同	山本	ひろこ
	同	中村	康弘
	同	北	明範
	同	川原口	宏之
	同	大槻	城一
	同	渡辺	富士雄
	同	横山	えみ

同	上野	エリカ
同	山本	あけみ
同	安齊	あきら
同	河津	利恵子
同	太田	哲二
同	上保	まさたけ
同	富田	たく
同	金子	けんたろう
同	原田	あきら
同	くすやま	美紀
同	奥田	雅子
同	川野	たかあき
同	市来	とも子
同	けしば	誠一
同	新城	せつこ
同	小林	ゆみ
同	藤本	なおや
同	岩田	いくま
同	佐々木	浩
同	松尾	ゆり
同	田中	ゆうたろう
同	木村	ようこ

杉並区議会議長 井口 かづ子 様

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（議員報酬の減額）

第4条の2 議長等が本会議、委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場（以下「会議」という。）に欠席した日から1年を経過した日（同日まで連続して会議に欠席した場合に限る。）以後最初に会議が開催された日から会議に出席した日の前日まで（以下「特定期間」という。）に支給する議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定による議員報酬の額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、議長等が次に掲げる事由により会議に欠席した日から1年を経過した日まで連続して会議に欠席したときは、この限りでない。

- (1) 公務上の災害又は本人の責に帰することができない事故
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となつたこと
- (3) その他議長がやむを得ないと認める事由

2 議長等が月の中途において前項の規定の適用を受けることとなつたとき又は受けないこととなつたときのその月分の議員報酬は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

第6条ただし書中「前2条」を「第4条及び前条」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（期末手当の減額）

第9条 特定期間内に基準日がある場合の当該基準日に係る期末手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額に100分の80を乗じて得た額とする。この場合においては、第4条の2第1項ただし書の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の2及び第9条の規定は、施行日以後に新条例第2条に規定する議長等が会議（新条例第4条の2第1項に規定する会議をいう。以下同じ。）に欠席した日から1年を経過した日まで連続して会議に欠席した場合について適用する。

（提案理由）

議会活動の長期休止に対する報酬減額規定を設ける必要がある。

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p><u>(議員報酬の減額)</u></p>	
<p><u>第4条の2 議長等が本会議、委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場（以下「会議」という。）に欠席した日から1年を経過した日（同日まで連続して会議に欠席した場合に限る。）以後最初に会議が開催された日から会議に出席した日の前日まで（以下「特定期間」という。）に支給する議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定による議員報酬の額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、議長等が次に掲げる事由により会議に欠席した日から1年を経過した日まで連続して会議に欠席したときは、この限りでない。</u></p>	
<p><u>(1) 公務上の災害又は本人の責に帰することができない事故</u></p>	
<p><u>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体</u></p>	

保有者となつたこと

(3) その他議長がやむを得ないと認める事由

2 議長等が月の中途において前項の規定の適用を受けることとなつたとき又は受けないこととなつたときのその月の議員報酬は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(議員報酬の支給期日)

第6条 議員報酬は、毎月分をその月の25日から末日までに支給する。ただし、第4条及び前条の規定により議員の身分を離れたときは、その期日前においても、これを支給することができる。

(期末手当の減額)

第9条 特定期間内に基準日がある場合の当該基準日に係る期末手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額に100分の80を乗じて得た額とする。この場合においては、第4条の2第1項ただし書の規定を準用する。

(委任)

第10条 略

(議員報酬の支給期日)

第6条 議員報酬は、毎月分をその月の25日から末日までに支給する。ただし、前2条の規定により議員の身分を離れたときは、その期日前においても、これを支給することができる。

(委任)

第9条 略